

情報倶楽部

2024年2月

No. 274

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

国税の対応

★ 税務調査手続規程の改正

Q. 税務調査手続が改正されたとか。どのようになったのですか？

A. 次のようになりました。

1. 税務調査手続の明確化

税務調査手続について、次のとおり、現行の運用上の取扱いが法令上明確化されました。

- ①税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うこととされました。ただし、課税の公平確保の観点から、一定の場合には事前通知を行わないこととされました。
- ②課税庁の説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続が整備されました。
- ③納税者から提出された物件の預かりの手続のほか、課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることが法令上明確化されました。

2. 更正の請求期間の延長等

納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間（改正前：原則1年）が5年に延長されました。

併せて、課税庁による増額更正の期間（改正前：原則3年）が5年に延長されました。

3. 処分の理由附記等

全ての処分（申請に対する拒否処分及び不利益処分）について理由附記を実施することとされました。

★ 税務調査の結果説明

Q. 税務調査の結果説明は、税務代理をお願いしている税理士に頼みたいのですが、できますか

A. 調査結果の内容説明等は、納税者に税務代理人がいる場合でも、原則として、納税者の対して行われますが、納税者の同意があれば、税務代理人に対してのみ説明等を行われることもあります。税務代理人のみへの説明等を希望する場合には、調査担当者に対し、電

話又は対面によりその旨を伝えるか、税務代理人を通じて税務代理人への説明を同意する書面を提出することが必要になります。

なお、納税者に調査結果の内容の説明を行う場合でも、税務代理人の同席の下に調査結果の内容の説明を行うことや、別途、税務代理人にも調査結果の内容の説明を行うことも可能となっています。

(注)令和6年4月1日以後は、税務代理権限証書の様式に「調査の終了の際の手続に関する同意」欄が設けられることとなっています。したがって、提出済みの税務代理権限証書にこの同意が記載されていれば、税務代理人に対して説明を行うこととなります。また、提出済みの税務代理権限証書にこの同意の記載がない場合でも、納税者に直接同意の事実を確認する方法又は税務代理人を通じて同意を記載した税務代理権限証書の提出を求め方法により納税者の同意を確認できれば、税務代理人に対して説明が行われます。

★ 納付書の事前送付に関するお知らせ

Q. この度税務署からの納付書が送られなくなるとか聞きました。

A. 令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとしております。

- ・ e-Tax により申告書を提出されている法人の方
- ・ e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人の方
- ・ e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ・ 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
 - ① ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替)
 - ② 振替納税
 - ③ インターネットバンキング等による納付
 - ④ クレジットカード納付
 - ⑤ スマホアプリ納付
 - ⑥ コンビニ納付 (QRコード)

納付書を使わずに納付ができ、簡単・便利なダイレクト納付などのキャッシュレス納付の手続をご用意しておりますので、是非ご利用ください。

[納付書の事前送付に関するお知らせ | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

ダイレクト納付とは、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の手段です。

ダイレクト納付を利用するには、次の準備が必要です。

- ①ダイレクト納付利用可能金融機関に口座があるかどうか確認し、ない場合は口座を開設する。
- ②e-Taxの利用開始手続きをする。
- ③ダイレクト納付利用届出書を提出する。ダイレクト納付が可能になるまで1か月程度かかります。

ダイレクト納付の利用方法は、次のようになっています。

- ①e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する。
- ②メッセージボックスに格納された通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する。
- ③「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する。
- ④納付状況を確認する。ダイレクト納付完了通知がメッセージボックスに格納されるので確認します。

ダイレクト納付の利便性の向上の措置が施されています。

- ・令和6年4月以降、電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付を行う意思を申告書に表示すると（税額が1億円以下の場合に限る。）で、各申告手続きの法定納期限に自動的に口座引き落としをすることが可能になります。
- ・当該手続きが法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引き落としを行うこととするとともに、その納付については期限内の収納として取り扱う規定を設けています。

[G-2-2 ダイレクト納付\(e-Taxによる口座振替\)の手続 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/e-tax/direct_nofu_manual.pdf

★ 申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

Q. 令和7年1月から、紙で提出した申告書等の控えに收受日付印の押なつをしなくなるようになりました。

A. 税務署が令和7年1月から、申告書等の控えの收受日付印の押なつを行わなくなります。書面申告等における申告書等の提出（送付）の際には、正副の書類を提出して控用に收受日印を押印してもらい、受付印のある申告書の控えを銀行等に提出していましたが、今後は申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）することになります。

税務署での申告書等の控えへの收受日印の押なつが行われなくなりますので、必要に応じて作成した控えの申告書等にご自身で提出年月日の記録を行うことになります。

申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、国税局のe-Taxの「申告書等情報取得サービス」からログインして確認することになります。

国税は、デジタル化に向けて書面申告を無くし、e-Taxへの移行とダイレクト納付での管理を行おうとしています。

書面申告、現金納付といった本人との不透明な紐づけを回避したいように思います。

[令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

[申告書等の情報の取得について | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

[申告書等情報取得サービス | 【e-Tax】 国税電子申告・納税システム\(イータックス\) \(nta.go.jp\)](#)